

固定資産（土地）評価替えに係る路線価付設業務委託 質問書に関する回答

No.	質問日	該当箇所			質問	回答	回答日
		資料名	頁	項目			
1	令和6年3月1日	資料2_「価格以外に関する評価項目一覧」	1	1. 必須評価項目 【評価分類】 配置予定従事者の実績・能力 【評価項目】 配置予定従事者の保有する資格	主任技術者及び現場代理人は不動産鑑定士であることが求められていますが、当資格は業務を執行する上で有効な国家資格等に該当しないのでしょうか。	主任技術者及び現場代理人が不動産鑑定士であることは、入札参加資格として満たすべき条件の一つとしており、当該評価項目にて評価対象とするのは不動産鑑定士以外で有効な国家資格等としておりません。	令和6年3月4日
2	令和6年3月1日	資料2_「価格以外に関する評価項目一覧」	1	1. 必須評価項目 【評価分類】 財務体質等 【評価項目】 自己資本比率の状況 流動比率の状況 経常利益の状況 過去3ヶ年の決算状況 キャッシュフローの状況	弊社は上場しておらず有価証券報告書の作成義務が無いため当報告書は作成しておりません。決算書の数値に基づき各様式に記載することで対応可能でしょうか。	お見込みのとおりです。	令和6年3月4日
3	令和6年3月1日	仕様書	11 12 16	第37条～第41条 第51条	第37条～41条における業務が、第1年度（令和6年度）の業務内容として明記されていますが、P16においては第2年度（令和7年度）の成果品として提出することが明記されています。第1年度で作成したものを第2年度末に提出するというのでしょうか。 また、第41条においては、鑑定価格決定前に路線メモ価格を付設する旨明記されていますが、価格調査基準日より前のため、現実的に困難だと思料いたします。	仕様書の記載に誤りがあったため、仕様書の差し替えを行います。大変申し訳ございませんが、差し替え後の仕様書を改めてご確認いただけますようお願いいたします。	令和6年3月4日

固定資産（土地）評価替えに係る路線価付設業務委託 質問書に関する回答

No.	質問日	該当箇所			質問	回答	回答日
		資料名	頁	項目			
4	令和6年3月1日	仕様書	13	第43条～第44条	第43条～44条において、第2年度（令和7年度）の業務として路線価の調整及び路線価一覧表及び路線価明細書の作成が明記されています。鑑定価格が決定後、大変タイトな日程での作業が予想されますが正しいでしょうか。	No. 3の質問における回答と同様です。	令和6年3月4日